

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月13日
【届出者の氏名又は名称】	シトコ・トラスティーズ(ユーティー)・リミテッド・アズ・トラスティー・オブ・スリーディー・エンデバー・マスター・ファンドツー (CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND - II)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、KY1-1205、グランドケイマン、カマナ・ベイ、ネクサス・ウェイ、私書箱31106(89 Nexus Way, Camana Bay, P0 Box31106, Grand Cayman, KY-1-1205, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 清野訟一
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル9階 祝田法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5218-2084(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 奥苑直飛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、シトコ・トラスティーズ(ユーティー)・リミテッド・アズ・トラスティー・オブ・スリーディー・エンデバー・マスター・ファンドツー (CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND - II)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、NTT都市開発リート投資法人をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本公開買付けは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき設立された投資法人である対象者の投資口(以下「対象者投資口」といいます。)を買付けの対象としています。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等の内容とは限りません。また、対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注7) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注8) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は默示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は默示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点での公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注9) 公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用のある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、対象者投資口を自己又は顧客の勘定で取得する可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても、当該買付けを行った者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年1月28日付けで提出した公開買付届出書(2025年1月31日付けで提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年2月19日付けで提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年3月6日付けで提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、3Dらが、本公開買付け開始後における対象者投資口の市場価格の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の投資主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付期間を2025年3月21日まで延長し、合計36営業日とすることを決定したことに伴い、訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 公開買付届出書

#### 第1 公開買付要項

##### 3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

##### 本公開買付けの背景等

#### 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

##### (1) 買付け等の期間

##### 届出当初の期間

#### 8 買付け等に要する資金

##### (1) 買付け等に要する資金等

#### 10 決済の方法

##### (2) 決済の開始日

### 公開買付届出書の添付書類

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1 【公開買付要項】

#### 3 【買付け等の目的】

##### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

その後、3Dらは、本公開買付け開始後における対象者投資口の市場価格の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の投資主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年3月6日に、公開買付期間を2025年3月13日まで延長し、合計31営業日とすることを決定いたしました。なお、3Dらとしては、本公開買付価格(131,890円)は、本公開買付けの買付予定数まで応募が期待できる水準のプレミアムが付されていると考えていることから、公開買付期間を2025年3月13日まで延長した後も本公開買付価格を変更する予定はございません。

(訂正後)

<前略>

その後、3Dらは、本公開買付け開始後における対象者投資口の市場価格の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の投資主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年3月6日に、公開買付期間を2025年3月13日まで延長し、合計31営業日とすることを決定いたしました。なお、3Dらとしては、本公開買付価格(131,890円)は、本公開買付けの買付予定数まで応募が期待できる水準のプレミアムが付されていると考えていることから、公開買付期間を2025年3月13日まで延長した後も本公開買付価格を変更する予定はございません。

その後、3Dらは、本公開買付け開始後における対象者投資口の市場価格の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の投資主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年3月13日に、公開買付期間を2025年3月21日まで延長し、合計36営業日とすることを決定いたしました。なお、3Dらとしては、本公開買付価格(131,890円)は、本公開買付けの買付予定数まで応募が期待できる水準のプレミアムが付されていると考えていることから、公開買付期間を2025年3月21日まで延長した後も本公開買付価格を変更する予定はございません。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

本公開買付けの背景等

(訂正前)

< 前略 >

その後、3Dらは、本公開買付け開始後における対象者投資口の市場価格の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の投資主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年3月6日に、公開買付期間を2025年3月13日まで延長し、合計31営業日とすることを決定いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

その後、3Dらは、本公開買付け開始後における対象者投資口の市場価格の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の投資主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年3月6日に、公開買付期間を2025年3月13日まで延長し、合計31営業日とすることを決定いたしました。

その後、3Dらは、本公開買付け開始後における対象者投資口の市場価格の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の投資主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年3月13日に、公開買付期間を2025年3月21日まで延長し、合計36営業日とすることを決定いたしました。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年1月28日(火曜日)から2025年3月13日(木曜日)まで(31営業日)
公告日	2025年1月28日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(訂正後)

買付け等の期間	2025年1月28日(火曜日)から2025年3月21日(金曜日)まで(36営業日)
公告日	2025年1月28日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)( a )	24,944,091,920
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料( b )	35,000,000
その他( c )	<u>4,000,000</u>
合計( a ) + ( b ) + ( c )	24,983,091,920

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)( a )	24,944,091,920
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料( b )	35,000,000
その他( c )	<u>5,000,000</u>
合計( a ) + ( b ) + ( c )	24,984,091,920

<後略>

## 10 【決済の方法】

### (2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年3月21日(金曜日)

(訂正後)

2025年3月28日(金曜日)

## 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年3月13日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年1月28日付け「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。